

要 旨 紹 介

グローバル化の進展に伴い、我が国に入国する外国人の数も増加し、その国籍等は多様化しており、外国人の国内在留の形態も大きく変化の途上にある中、外国人による犯罪や外国人犯罪者についてその実態を把握することは重要であることから、本報告では、主として公式統計及び法務総合研究所の行った特別調査から、現在の外国人の犯罪の実態とその問題点を明らかにし、将来に向けた方策の在り方を考察した。

1 刑事司法手続における外国人の動向

一般刑法犯については、近年、総検挙件数及び総検挙人員が減少傾向にある中で、来日外国人の検挙件数は平成 17 年をピークに減少し続け、検挙人員も 16 年をピークに減少傾向にある。総検挙件数に占める来日外国人の比率も 17 年をピークに低下し続けているが、総検挙人員に占める来日外国人の比率は、過去 20 年間を通じて大きな変動はなく、おおむね 2 % 前後で推移している。正規に滞在する来日外国人が増加し、そのうちの一定の割合の者が犯罪を行っている一方で、不法滞在者の減少によりそれらの者による犯罪は減少していることから、総検挙人員に占める来日外国人の比率はある程度一定しており、同時に正規滞在者による犯罪の割合が相対的に上昇しているものと考えられた。

平成 14 年及び 24 年における来日外国人による一般刑法犯検挙件数の罪名別構成比を見ると、いずれの年も窃盗が圧倒的に高い比率を占めている。

外国人による窃盗の検挙件数は、日本人を含む検挙件数の減少とともに減少しているが、手口別でみると、空き巣、車上・部品狙いが減少傾向にあるほか、自動販売機狙い及びすりが激減し、万引きが総数では横ばいであるものの、他の手口の減少も手伝って最も検挙件数の多い手口となっている。

入管法違反の送致件数は、大幅に減少を続けているが、これは、例年、入管法違反に占める不法残留の割合が著しく高いところ、平成 16 年以降、不法滞在者に対する取締りが強化されるなどして不法残留者自体が大幅に減少したことなどによるものと考えられる。

来日外国人による薬物関係法令違反の送致件数については、平成 20 年以降一貫して減少しており、罪名別の検挙人員では、麻薬取締法違反と大麻取締法違反が大幅に減少しているが、覚せい剤取締法違反は、16 年以降 300 人台から 400 人台で推移している。

来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含む全終局処理人員が減少傾向にあ

るのと同じく減少傾向にあり、これは、裁判人員においても同様である。

刑事施設に入所する外国人のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者はF指標受刑者として処遇され、来日外国人の約9割がその指定を受けている。女子比は上昇傾向にあり、受刑者全体の傾向と比較しても高く、また、犯罪性が進んでいる者に付されるB指標の者の比率が上昇傾向にあるが、これはF指標受刑者の再入者率が上昇していることにも関係している。

平成24年のF指標出所受刑者の仮釈放率は79.5%であり、出所者全体に比較して高い。

2 外国人の出所受刑者

平成24年の刑事施設からの出所者に関するデータをもとに、F指標受刑者について、非F指標受刑者と比較しつつ、その特徴を明らかにすることを試みた。男子のF指標受刑者は非F指標受刑者に比較して、若年で入所度数が少なく、在所期間が長いという特徴が見られたが、女子にはF指標受刑者と非F指標受刑者との間で有意差は認められなかった。F指標受刑者は非F指標受刑者に比較して、職業訓練を受講する者の割合が低かった。

F指標受刑者の仮釈放率は非F指標受刑者に比較して高いが、その刑の執行率を比較すると、両者に有意差は見られなかった。仮釈放決定に当たって考慮される要因について、ロジスティック回帰分析により、全出所受刑者と処遇指標別受刑者で検証したが、全出所受刑者では、入所度数等で表される再犯リスク、作業報奨金支給額及び懲罰回数で表される所内生活のまじめさ、罪種や量刑によって表すことのできると考えられる社会の感情等がいずれも有意に作用しており、その上、F指標であることが仮釈放判断において有利に作用していることが示された。一方、処遇指標別に検討すると、前記のような要因は非F指標受刑者には当てはまるものの、F指標受刑者においては、その有意性を失っていることが示された。ただし、これらの分析は、出所者データ内で採取可能なデータに限られるため、解釈には注意が必要である。また、F指標受刑者の出所に当たって考慮すべき国際受刑者移送上の送出移送についても、データの許す範囲でその実態を紹介した。

3 外国人犯罪者の実態

平成23年に刑事施設に新たに入所した外国人受刑者671人（以下「調査対象者」という。）に対して特別調査を実施し、その在留資格等や国籍等別に、犯罪の実態や特性、被害の程度等を分析するとともに、調査対象者のうち、主たる罪名が窃盗及び強盗であった者263人（以下「窃盗・強盗事犯者」という。）について、より詳細な分析を行った。

調査対象者の主たる犯行時の在留資格等としては、定住者が最も多く、次いで、不法残留、不法入国等の順である。

本件犯行（判決で認定された犯罪事実のこと）に財産犯が含まれる者の財産犯被害総額別構成比を在留資格等別にみると、居住資格（第3章第2節1項（3）参照）の者は他の在留資格等の者に比較して、少額にとどまる一方、留学、不法残留及び不法入国の者は被害総額が大きい者の比率が高い傾向にある。

調査対象者中、居住資格の者について、本件犯行時の就労状況を見ると、調査対象者中、財産犯では無職の者の比率が非財産犯の者に比較してかなり高く、居住資格の外国人にとって無職であることが財産犯のリスク要因であることが認められる。

薬物犯の状況を在留資格等とともに見ると、調査対象者中、短期滞在の者のほとんどが薬物密輸入事犯であり、その比率は他の在留資格等の者と比べても顕著に高い。居住資格の者はこれ以外の使用・所持・譲渡等の事犯が6割を超えている。

被害の回復状況を見ると、全額回復等であった者は4割弱であり、約6割は回復未了であるが、犯行手口別にみると、万引きにおいては、8割で全額回復等されているが、そのうち8割は現行犯等の事案で被害が直ちに回復される場合や捜査機関による被害品の発見・押収・還付等により被害品が被害者に還付された場合であり、本人または家族等による回復は16%程度にすぎない。侵入盗では、全額回復等は約1割にとどまり、9割弱で回復未了となっている。

また、外国人犯罪者に特有と思われる、犯行準備、犯行、犯罪収益の処分等の各場面で国境を越えやすい要素のうち、主たる犯行の犯行準備や犯罪収益の隠匿や処分として海外送金があった者については、9割近くが被害額回復未了であった。

窃盗・強盗事犯者の本件犯行当時の居住状況について、調査が可能であった者についてみると、外国人登録上の届出居住地に居住していた者に比べると、届出居住地と異なる場所に居住していた者は犯罪事実数が多く、主たる犯行の被害額が100万円以上である者の比率が高い。

窃盗・強盗事犯者の日本語能力は高くなく、居住資格の者であっても、日本語での日常会話ができなかつたり日常会話に難があつたりする者が半数以上に上り、退去強制にならずに我が国に残る者の円滑な社会復帰に当たっては、読み書きを含めた日本語能力を高める必要があることが認められた。

窃盗・強盗事犯者のうち、調査期間中に派出所して、帰住先が判明した者106人について、約4割が国内在住となっているが、そのうち在留特別許可を受けたのはすべて居住資格の者であった。上記106人のうち、退去強制事由に該当して入国管理局に引渡しになった者と在留特

別許可を受けて国内在住となった者を比較すると，在留特別許可を受けた者は平均刑期が短く，被害額が少ない。また，在留特別許可を受けた者については，前科前歴を有する者の比率が高く，必ずしも前科前歴が退去強制を決するものではないことが示唆された。

調査対象者の前科・再犯の状況を見ると，居住資格の者の窃盗に関しては，7割が同一罪名の前科を有し，薬物の使用・所持・譲渡等の者については約6割が同一罪名の前科であることから，外国人犯罪者であっても，特に居住資格の者は刑事処分を受けても，前記のとおり国内にとどまって我が国で生活することが見込まれ，さらに同一罪名の再犯が多いことから，再犯リスクや本人の問題性に応じた再犯防止策を講じる必要性が示唆された。

さらに，調査対象者のうち窃盗・強盗事犯者に薬物事犯者 229 人を加えた計 492 人（以下これを「刑事手続調査対象者」という。）について，本件犯行の認否，上訴の状況等の刑事手続における実態を分析した。

刑事手続調査対象者の本件犯行の第一審における認否については，罪種間に差異があり，薬物事犯者に「否認」及び「一部否認」の占める比率が著しく高いのに対し，窃盗・強盗事犯者は，「認める」の比率が著しく高い。通常第一審における終局人員全体の否認率に比較して，刑事手続調査対象者の否認事件の比率は，相當に高く，実刑となる窃盗・強盗又は薬物犯の外国人受刑者については，否認事件の比率が高いことがうかがわれる。また，在留資格等の間に有意差が認められ，居住資格の者に「認める」が著しく多く，「否認」が著しく少ないが，活動資格の者に，「認める」が著しく少なく，「一部否認」が多く，かつ，「否認」は著しく多い。

また，刑事事件調査対象者の公判期日数を見ると，否認事件の公判期日数は，自白事件に比べて長くなっている。日本人を含む通常第一審の司法統計の数値とは厳密には比較できないが，これを参考値として見比べると，窃盗・強盗事犯者の平均公判期日数は多く，自白事件だけに限っても多いことがうかがわれる。他方，否認事件に限ると，おおむね全体と変わらない。上訴（控訴又は上告）をした者は 23.8% であり，国籍等及び在留資格等の別による有意差はないが，共犯があるものについては，非常に高い。

4 外国人受刑者の処遇等

我が国，米国及びドイツにおける外国人受刑者の処遇等について，実地調査や公式統計を基にその実態を紹介した。

5　まとめ

(1) 着実な不法滞在者対策の推進

調査対象者には居住資格の者が多くを占める一方、不法滞在の者及び短期滞在の者も半数近くを占める上、その二者による犯行は、外国人犯罪の中で量的に相当の部分を占めるだけではなく、質的により深刻であることが明らかになった。

引き続き、不法入国や不法残留を着実に防止し、不法滞在者を積極的に摘発する取組を推し進めていくことが重要である。不法滞在の防止は、入国管理局が中核的な役割を担うものであるが、在留管理等が犯罪防止にも資する形で機能するために、刑事司法機関においても、例えば、在留資格や生活状況等に着目した統計的な情報を充実させ、犯罪の高リスク群の実態に関するフィードバックを行うなど、入国管理局との更なる連携を図ることが有効であると考えられる。

犯罪を行った外国人に住居不定の者が高い比率を占めており、在留資格を有しながら犯罪に至り、又は、不法残留に陥って犯罪に至る一群については、届出に係る場所（現行制度では入管法上の届出住居地に当たる。）に居住していない、在留の目的となる活動をしていないといった要素が犯罪リスクの一つの表れとなっていると考えられるため、例えば、正しく住居地を届け出ない中長期在留者や、学校等を除籍・退学となり、あるいは失踪した留学生等に対しては、適宜、届出義務違反等の罰則規定を適用するほか、入国管理局において、在留資格取消制度を活用して出国を促し、また、その前段階でそれらの者に関する情報の継続的な把握のため、届出事項についての事実の調査を積極的に実施するなどの対策を採ることも有効であると考えられる。

(2) 外国人受刑者の施設内処遇と社会復帰

上記3で明らかになった、外国人の犯罪の特徴と在留資格等との関係性は、刑事施設に収容された後の犯罪者の国外退去を含む処遇にもある程度の影響を与えているものであることが認められ、刑事施設内の外国人受刑者処遇においても、その類型を意識して処遇の在り方を考える必要性について示唆を与えるものとも考えられた。

ア　出所後においても国内に在留する可能性のある受刑者の処遇

調査対象者中の居住資格の者のうち、窃盗の者の約7割、覚せい剤使用・所持・譲渡等事犯の者の約6割は同一の罪名による前科があり、窃盗や覚せい剤事犯は、日本人同様、同種再犯リスクが高いことがうかがわれた。これらの者に対しては、日本人と同様、その者の問題性に

即した、窃盗防止指導や薬物依存離脱指導等の再犯防止プログラム等を実施する必要性が高い。

また、調査対象者中の窃盗・強盗事犯者の有職者の半数近くが正業収入を主たる収入源としておらず、就労の安定に課題のある状況がうかがわれ、そのうち、居住資格の者は、扶養・援助や生活保護等を主たる収入源としていた者の比率が高いことが認められた。これらの者に対しては、就職に役立つ職業訓練や就労支援が必要である。

また、調査対象者中の居住資格の者に、我が国でいう義務教育レベルの教育を修了しないまま最終学歴に至っている「中学校未修了」の者が全体の1割程度いるほか、再入者は初入者に比較して教育程度が低いことが認められることから、これらの者については、施設内及び社会内において、基礎学力を身に付けるための教育・学習の充実が必要である。

以上のように、外国人受刑者についても、我が国の社会に復帰するのであるならば、日本人と同様の再犯防止に向けた取組を行う必要が認められるが、施設における聞き取り調査の結果、F指標受刑者に特別改善指導を実施している施設は多くはなく、公式統計上も、外国人受刑者に対する職業訓練の実施も限られていることが認められる。

ただし、現在刑事施設で実施されている再犯防止指導や就労支援等の処遇は、かなり高い言語能力が求められることから、日本語によるコミュニケーション能力に問題があるF指標受刑者を参加させることは難しい。改善指導だけに限らず、その円滑な社会復帰を目指す処遇を実施するに当たっては、このような外国人受刑者の読み書きを含めた日本語能力を高める必要がある。

イ 退去強制が予定される外国人受刑者の処遇

前記ア以外の外国人受刑者については、出所後に退去強制が予定されており、我が国への社会復帰を目指した処遇を実施するために多大な労力を費やすよりも、むしろ、その生活の本拠とする国又は地域に帰還させ、そこで更生を支援する国際受刑者移送制度を一層活用すべきである。しかし、我が国で受刑する外国人の国籍の多くを占める複数の国との間では、条約が締結されていないため、条約未締結国については条約締結の必要性を検討し、締約国に関しては、引き続き、国際受刑者移送の着実な実施をすべく、柔軟かつ確実な運用と締約国との協力の推進が望まれる。

(3) 外国人犯罪と刑事手続

また、特別調査では、調査上の制約から、実刑となった者でその大半を占める、主たる犯行が窃盗・強盗又は薬物犯の者に限られるものの、3分の1強が否認（一部否認を含む。）して

いる実態が判明したが、最も特徴的であったのは、罪種ないし犯行態様によって認否が大きく異なることである。具体的には、薬物事犯者、とりわけ薬物密輸入事犯の否認率が非常に高い実態が判明した。

我が国の治安にとって、外国人の薬物密輸入事犯は、脅威であり続けているといえ、これに対する適切な対策と着実な捜査・訴追が重要である。薬物密輸入事件における氏名不詳者との共謀や犯意の立証においては、これを裏付ける客観的証拠の収集が極めて重要であるが、その否認の実態に鑑みれば、コントロールド・デリバリーや通信傍受等これらの点の立証に有用な手法をなお一層活用するべきであり、捜査共助等の捜査・訴追における国際協力のより一層の推進も求められる。

さらに、外国人受刑者の財産犯やその大部分を占める窃盗・強盗は、高額被害のものが多い上、犯罪被害の回復が不十分なまま刑事手続が終了している場合が多く、海外送金等があった場合は特にその傾向が顕著に見られたところであり、こうした事案における犯罪収益の特定・追跡・押収・剥奪の手法を適切に駆使できるようにするなど、体制の充実・強化を図るべきと考えられた。

（4）外国人の犯罪の統計上の問題点

外国人犯罪者の特徴やその犯罪リスクは、世界の経済情勢を含む様々な状況の変化によって変動し得ると考えられ、継続的にその実態を把握して有効な対策を実施する必要があるが、現状では「来日外国人」又は「外国人」という類型以外の統計資料はほとんどなく、例えば、永住者による犯罪の実態は、特別調査結果を除いてはほとんど把握できない点に課題がある。